

諮問委員会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款に基づき、諮問委員会に関して必要な事項を定める。

(諮問委員会)

第2条 諮問委員会は、市場運営委員会により構成する。

2 市場運営委員会は、金利先物等取引に係る市場運営委員会（以下「金利先物等市場運営委員会」という。）並びに取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に係る市場運営委員会（以下「為替・株価指数証拠金市場運営委員会」という。）により構成する。

(平成17年7月27日、平成19年9月30日、平成22年10月1日 変更)

第2章 市場運営委員会

(諮問事項)

第3条 金利先物等市場運営委員会は、次に掲げる事項のうち、重要事項（次項に規定するものを除く。）について、取締役会の諮問に応じ、又は取締役会に意見を述べることができる。

- (1) 新商品の上場及び新市場の開設に関する事項
 - (2) 市場デリバティブ取引等並びにその清算、決済及び受託に関する制度の改正に関する事項
 - (3) 取引参加者制度の改正に関する事項
 - (4) 清算・決済制度の改正に関する事項
 - (5) 市場デリバティブ取引の公正確保のための規制の改廃に関する事項
- 2 為替・株価指数証拠金市場運営委員会は、前項第1号から第5号までに掲げる事項のうち、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ、又は取締役会に意見を述べるができる。

(平成17年4月25日、平成17年7月27日、平成19年9月30日、平成22年10月1日 変更)

(委員)

- 第4条 市場運営委員会は各委員会ごとに委員9名以内をもって構成する。
- 2 市場運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役会が委嘱するものとし、そのうち少なくとも1名は、第2号に該当する者でなければならないものとする。
- (1) 取引参加者の役職員
 - (2) 金融商品取引業又は金融商品債務引受業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、金融商品市場に関し公正な判断をすることができる優れた識見を有する者
- 3 市場運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし、増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、在任の委員の任期の満了すべき時までとする。

(平成17年7月27日、平成19年9月30日、平成20年7月1日 変更)

(臨時委員)

- 第5条 取締役会が必要と認めるときは、各市場運営委員会に臨時委員を置くことができる。
- 2 市場運営委員会の臨時委員は、取締役会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その必要がなくなったと取締役会が認めるとき又は前条第3項の委員の任期が満了したときは、退任するものとする。

(平成17年7月27日 変更)

(委員長)

- 第6条 各市場運営委員会に委員長1名を置く。
- 2 委員長は、市場運営委員会の委員のうちから、取締役会が委嘱する。
- 3 委員長は、市場運営委員会の会務を掌理する。

(平成17年7月27日 変更)

(副委員長)

- 第7条 各市場運営委員会に副委員長若干名を置くことができる。
- 2 副委員長は、委員のうちから、取締役会が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

(平成 17 年 7 月 27 日 変更)

(委員長の職務代行者)

第 8 条 委員長及び副委員長がともに欠け又は支障があるときは、市場運営委員会に委員長の職務を行い又は代理する者（以下「委員長の職務代行者」という。）を置くことができる。

2 委員長の職務代行者は、委員のうちから、取締役社長が委嘱する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 各市場運営委員会は、必要があると認めるときは、委員（臨時委員を含む。）以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(平成 17 年 7 月 27 日 変更)

(決議の方法)

第 10 条 各市場運営委員会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(平成 17 年 7 月 27 日 変更)

第 3 章 削除

(平成 19 年 9 月 30 日 変更)

第 11 条から第 16 条まで 削除

(平成 19 年 9 月 30 日 変更)

第 4 章 諮問委員会の運営等

(委員会の招集)

第 17 条 諮問委員会は、委員長が招集する。

(書面による委員会)

第 18 条 委員長が適当と認めるときは、諮問委員会の開催に代え、書面をもって行うことができる。

(議事録)

第 19 条 諮問委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

(委員の秘密保持)

第 20 条 諮問委員会の委員である者（臨時委員を含む。以下本条において同じ。）又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は窃用してはならない。

第 5 章 雑則

第 21 条 この規則の制定及び改廃は、取締役会の決議による。

附則

1. この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則の施行後、最初に選任される諮問委員会の委員の任期は、第 4 条第 3 項及び第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月 30 日までとする。

附則

1. この変更規則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。

附則

1. この変更規則は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。
2. この変更規則の施行後、最初に選任される為替証拠金市場運営委員会の委員の任期

は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

附則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附則

この改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成22年10月1日から施行する。